

★大分地方法務局から地図作成についてのお知らせ★

土地所有者及び居住者の皆様へのお願い

大分地方法務局では、下記の別府市上人地区（別府市上人本町及び上人仲町の全部並びに大字亀川及び大字北石垣の一部）において、新たに精度の高い登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することになりました。

地図作成事業を円滑に行うためには、皆様方の御協力をいただく必要がありますので、地図作成の趣旨を御理解の上、御協力をいただきますようお願いいたします。



(ゼンリン電子住宅地図デジタウンで作成)

作業期間

令和6年10月から令和8年3月31日までの間

地図作成が必要な理由

現在、法務局に備え付けている事業実施地域の地図（公図）は、明治中期に作成され、地図の精度が低く、また、長い年月の経過により地図と現地の形状が一致しなかったり、土地の境界（筆界）や面積が正確でないものがあります。

これらのことにより、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは不動産の表示に関する登記申請等に問題が生じるケースもあります。

そこで、大分地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地の一筆ごとの筆界を確認し、正確な測量を行った上で精度の高い地図を作成することとしました。

地図作成のメリット

- 国家基準点に基づいた測量により作成された地図は、土地の位置及び区画を特定することができるため、筆界に関する争いを未然に防ぐことができます。
- 境界標識が亡失して土地の境界（筆界）が不明になっても、当該地図に基づき復元測量することによって、筆界を特定することが可能になります。
- 登記簿上の地目や面積が一致しない土地については、調査・測量の結果に基づき、法務局において職権で変更又は更正の登記をします。
- 作成した地図は、法務局において「登記所備付地図」として適正に維持・管理され、同時に各土地の地積測量図も備え付けますので、「地図の写し」及び「地積測量図の写し」の交付請求等が可能になります。

皆様へのお願い

- 境界杭や境界標識等は測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。
- 事前調査や測量等のため、皆様の所有地へ立ち入る場合があります。あらかじめ御了承ください。

※注 意

隣接地との筆界が確認できなかった場合には「筆界未定地」として処理され、確認できなかった筆界は地図に表記されません。

なお、地図作成後に所有者間で筆界を確認する場合には、各所有者の費用により、地図訂正等の手続が別途必要となります。

立会いについて

土地所有者の皆様には、別途、立会日時を御案内します。

費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、筆界の確認の際に立ち会っていただくための交通費などの経費は自己負担となります。

なお、筆界が確定した土地の各境界には、国の費用にて管理用の金属標識等を設置することになりますが、コンクリート杭などの永久的な境界標識の設置費用については、所有者又は隣接所有者同士で負担いただくこととなります。

お問い合わせ・連絡先

〒874-0919 別府市石垣東二丁目6番9号 石垣小野ビル2階A
大分地方法務局地図作成事業現地事務所
電話(0977)76-9331 FAX(0977)76-9932

担当：黒川

(祝日を除く月曜から金曜までの午前9時から午後4時まで)

〈事務所不在時の連絡先〉

〒870-8513 大分市荷揚町7番5号 大分法務総合庁舎
大分地方法務局登記部門
地図整備・筆界特定室
電話(097)532-3342

(祝日を除く月曜から金曜までの午前8時30分から午後5時15分まで)